

秋田県の大雨警報（浸水害）・注意報、洪水警報・注意報の 基準変更等について

令和4年5月26日（木）に、以下のとおり秋田県の大雨警報（浸水害）・注意報、洪水警報・注意報の基準変更等を行います。

- 1 大雨警報（浸水害）・注意報基準の変更
対象：鹿角市、上小阿仁村
- 2 洪水警報・注意報基準の変更
対象：秋田市、能代市、由利本荘市、大仙市、羽後町
- 3 大雨警報（浸水害）・注意報及び洪水警報・注意報の除外格子[※]設定
対象：全市町村
- 4 変更日時
令和4年5月26日（木）13時
- 5 変更後の大雨警報（浸水害）・注意報、洪水警報・注意報の発表基準は、令和4年5月26日（木）13時以降、気象庁ホームページで公表します。また、今回の基準変更は、浸水キキクル、洪水キキクルの判定結果にも反映します。
 - ・ 警報・注意報発表基準一覧表（秋田県）
<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/ki jun/akita.html>
 - ・ 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）
<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund/>
 - ・ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）
<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood/>

※除外格子

山岳除外格子

国土数値情報をもとに、人口0人かつ土地利用の種別が「森林」「荒地」「河川湖沼」となる格子を抽出し、除外格子とする。この格子においては、大雨警報（浸水害）・洪水警報は発表しないが、大雨注意報・洪水注意報は発表する。

離島海岸除外格子

災害の素因が一切存在しない格子（河川、建物、道路、農地のいずれもない格子）を抽出し、離島海岸除外格子とする。この格子においては、大雨警報（浸水害）・洪水警報、大雨注意報・洪水注意報はいずれも発表しない。

問合せ先：秋田地方気象台
防災気象官 細谷、水害対策気象官 高橋
電話 018-864-3955